第三十五条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十五条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十五条の四第一項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第三十七条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

四十一条第一項並びに第四十二条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十四条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十五条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十五条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十五条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十六条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十八条第一項、第四十八条の二、第四十九条第一項及び第四十九条の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の四第一項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第五十三条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十四条第一項及び第五十五条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十六条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十七条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号により当該期間を確認した書類

第六十条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条の三中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十一条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第五号及び第六号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十一条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十一条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十二条第一項、第六十二条の二第一項及び第六十三条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十五条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十六条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十七条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十七条の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十八条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十八条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十八条の三第一項及び第二項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第七十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条第一項及び第七十二条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第七十四条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条の二第一項、第七十六条の三並びに第七十六条の四第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第七十七条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十七条の二第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十八条の四第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長等」を「年金事務所」に、「第八十一条の二第七項の規定にかかわらず当該社会保険事務所長等を経由して、社会保険庁長官」を「機構」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九十七条の規定を適用しない。

第七十八条の六第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第五項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十八条の十一第一項及び第七十八条の十九第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　認可等に関する通知等

第七十九条の見出し中「管轄」を「業務の分掌」に改め、同条第一項中「社会保険事務所長等は」を「厚生労働大臣は」に、「、又は令第二条第二項の規定による管轄社会保険事務所長等でなくなつたときは」を「、又は二以上の事業所に使用される被保険者若しくは七十歳以上の使用される者に係る機構の業務を分掌する年金事務所に変更があつたときは」に改め、同条第二項及び第三項を削る。